北関東・東京教区共通資料
宣教協働と新教区設立「Q&A」

日本聖公会

北関東教区　東京教区

北関東・東京教区
宣教協働と新教区設立「Ｑ＆Ａ」　目次

宣教協働区・伝道教区について

Ⅰ　序　P. 1

Ⅱ　宣教協働区について　P. 2

　なぜ宣教協働区が設置されたのか　P. 3

Ⅲ　伝道教区について　P. 4

　教区が所定の手続きを経て伝道教区になった場合　P. 4

　なぜ伝道教区制が設置されたのか　P. 5

Ⅳ　新教区の設立について　P. 6

新教区の設立に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　新教区の設立に向けて誰がどのように話し合っていますか？　P. 7

Ｑ２　今後のスケジュールはどうなりますか？　P. 7

Ｑ３　北関東教区は、人的・財政的に苦しいから伝道教区になったのでしょうか？　P. 9

Ｑ４　なぜ、新教区の設立を目指すのですか？　P. 10

Ｑ５　教区が独自に歩んできた中で、本当に教区を新設していけるのでしょうか？　P. 11

Ｑ６　新教区の設立は、日本聖公会の長期にわたる展望を見出せるのでしょうか？　P. 12

Ｑ７　新教区の設立は、私たちの教会生活にどのような影響がありますか？　P. 12

Ｑ８　教会信徒が減少したら、教会は閉鎖統合されてしまうのでしょうか？　P. 12

宣教協働区・伝道教区について

Ⅰ　序　ー歴史的経緯と現在地ー

1859 年ウイリアムズ主教が長崎に上陸したことに始まる日本聖公会宣教の歩みは、2019 年で 160 周年を迎えました。1859 年以降、イギリス、アメリカ、カナダミッションによって日本全国に宣教・伝道が展開され、各地に教会が設立されながら、今日に至っています。1887 年に日本聖公会の組織が成立して以降、各ミッションの伝道区域が地方部そして教区へと分割されていき、現在の 11 教区の区域が定められていきました。

しかしこの区域は、日本聖公会として全体的視野に立って定めたものではなく、基本的に各ミッションの宣教地域によって分割されたものでした。地方部・教区の分割区域の問題は、日本聖公会組織成立当初から難題な案件でありました。これまでも幾度となく教区制改革の議論がなされてきましたが、その具体的決着を見ないまま、11 の教区がそれぞれの地域において、宣教・伝道を続けてきました。

しかしながら、日本聖公会という小さな管区の中に 11 もの教区が存在していることは、世界の聖公会を例に見ても稀であり、日本聖公会主教会は、時間をかけて 11 教区体制についての見直しを検討してきました。主教会は、これまでの歴史的歩みを振り返りつつ、これからの日本聖公会を考えていく時に、教区がそれぞれの歩みから得てきた賜物を持ち寄って分かち合い、より豊かな宣教協働体制を築いていくことの必要性を強く感じてきました。そこで、複数教区からなる「宣教協働区」を設置する、また教区制改革へのひとつの道として「伝道教区」を設置するため、2020 年 10 月に行われた日本聖公会第 65（定期）総会に日本聖公会法規の一部を改正する議案を提出し、総会はその議案を承認しました。

この総会での承認を受け、北関東教区は 2020 年 11 月 23 日に行われた第 87 回（定期）教区会において、2021 年 4 月 1 日より伝道教区に移行することを決議しました。そして 2021 年 3 月 6 日には、日本聖公会第 66（臨時）総会が行われ、北関東教区が教区会決議の通り伝道教区に移行することが承認されました。

北関東教区が伝道教区として歩み始めるにあたって、法規に従って東京教区髙橋宏幸主教が管理主教を委嘱されました。東日本宣教協働区に属し隣接する北関東・東京両教区は 2021 年 3 月 25 日付で発行された『これからの歩みに向けて』において両教区で新たに教区を新設する方針を発表しました。今後両教区は宣教協働を重ねつつ、ひとつの教区を新設するための道を歩んでいきます。

以下に、「宣教協働区」、「伝道教区」、「新教区の設立」についての解説、さらに、信徒・教役者が疑問を抱かれる事柄について、「Q&A 方式」でご説明いたします。しかしこれがすべてを網羅しているものではなく、今後の歩みの中で疑問や課題が生じてくると思います。今後も皆さんのご理解とご協力を得られるよう、また皆でこの歩みを共にすることができるよう、必要に応じてお知らせ・ご案内をしていく予定です。

日本聖公会の組織はもちろん、日本聖公会に属する一人ひとりにかかわる大変重要な内容であり、「教会」の新しい歩みについての大切な内容です。みなさまがご自分の信仰生活の事柄として受け止めてくださることを願っています。

Ⅱ　宣教協働区について

日本聖公会法規第 128 条には、教区の設立・合併・区域変更の手続きについて規定されています。「第 128 条の 2」として承認されたのが、以下に記す（1）宣教協働区と（2）協働委員会の設置です。

（1）宣教協働区

日本聖公会の宣教体制強化と教区再編をはかるため、日本聖公会全体を 3 つのエリアに分け、複数の教区によって編成されるのが宣教協働区です。3 つのエリアとは、議案の中で別表 3 として具体的に示されており、以下のとおりです。

1. 東日本宣教協働区：北海道教区、東北教区、北関東教区、東京教区
2. 中日本宣教協働区：横浜教区、中部教区、京都教区、大阪教区
3. 西日本宣教協働区：神戸教区、九州教区、沖縄教区

（2）協働委員会

宣教協働区内の運営、宣教・牧会などについて協働を推進し、また教区再編について検討するために、宣教協働区内に設置されるのが協働委員会です。

協働委員会は各教区主教、各教区が選任する聖職と信徒各 1 名、その他協働委員会が必要と認める者で構成されます。

宣教協働区内でどのような協働をなしていくのか、また 11 教区を再編していくにはどのような道筋があるかなどについて、各教区の代表者が、具体的に協議する委員会です。現在、東日本宣教協働区協働委員会が定期的に開催されており、また近隣教区との具体的協働を模索するため、北海道・東北教区、北関東・東京教区それぞれの分科会を設置して協議を続けています。

なぜ宣教協働区が設置されたのか

宣教協働区設置の大きな理由は法規の通り、宣教体制強化と教区再編のためです。前述の通り、現在の教区の区割りには海外宣教団の伝道区域が大きく影響しています。宣教団の伝道区域が明確に区分されていない時代、ひとつの地方に複数宣教団の主教がいて、主教の管轄域が重なり合うという問題がありました。現在の教区制の元となった地方部制が成立し、それぞれの地方部はひとりの主教が司牧するように区割りされたため、主教の管轄域問題は解決しました。しかし統合的な組織として成立したはずの日本聖公会が「管区」として統合的・全国的な視野で、宣教・伝道、牧会などの企画立案・実行していくことの困難が生じました。その後、地方部制から教区制に移行し現在に至りますが、残念ながらこの問題は今なお引き継がれていると言わざるを得ません。また日本聖公会の 11 の教区は、それぞれの成り立ちを持ちながら、それぞれの歴史を歩んできましたが、世界に広がる聖公会の状況を見て、地理的にも、規模的にも小さな日本聖公会という「管区」の中に、11 の教区が存在することは稀です。

もちろんこれらがすべてネガティブな歴史や事柄であるわけではなく、11 教区がそれぞれに発展を遂げ、地域社会とともに豊かな歩みを続けてきたことも事実です。しかし上述のように、歴史的に見て現在の教区制は日本聖公会が自らの意思で定めた「教区」とは言い切れない部分があります。日本聖公会組織成立時から絶えず教区制の見直しについて議論が展開されてきた背景には、上記のような理由があるのです。

近年では、日本聖公会総会で「教区制問題研究委員会」が設置（1971 年）されたり、「教区制改革委員会」が設置（2004 年）されたりと、度々議論が展開されてきました。しかし具体的な解決策を見ないままに、現状が維持されてきました。

それぞれの教区が歩んできた歴史、大切にしてきた伝統、培ってきたものをささげ合い、協力・協働し合っていくことがさらなるキリスト教会の働きを展開していくことを信じつつ、宣教体制の立て直し、11 教区制の再編成を推進していくために、日本聖公会法規に教区同士が協働していく体制が明記されました。それが「宣教協働区」です。

先述の歴史的な問題に加え、1990 年以降、信徒数や教役者数減少などの重要な課題は各教区、日本聖公会全体の大きな問題です。しかし 11 教区がそれぞれの課題・問題とともに、これまで培ってきた実りを持ち寄って具体的な宣教協働を実践していくために、宣教協働区が設置されたのです。

また宣教協働の実現とともに日本聖公会全体の視野、各地域の視野に立って、教区の在りようを再検討していく場として宣教協働区が設置されました。協働委員会の中で具体的に教区再編についても検討されていくことが期待されています。

以上のように宣教協働区は、宣教体制強化、教区再編のために設置されたのです。

Ⅲ　伝道教区について

日本聖公会総会において「第128条の3」として法規に定めると承認されたのが、伝道教区の設置についてです。教区は、教区会の決議と日本聖公会総会の承認によって伝道教区になることができるというものです。伝道教区は、宣教協働区内での協働、教区再編を推進していくために、教区主教を置かず、宣教協働区内の他教区主教管理のもとで歩んでいく教区です。北関東教区は所定の手続きを経て2021年4月より伝道教区に移行しました。

教区が所定の手続きを経て伝道教区になった場合

1. 教区主教は退任し、司祭としての職務を行うことになります。聖職位としては主教ですが、「教区主教」としての職務・働きからは退いて、司祭と同じく、洗礼と聖餐を執行し、教会を司牧します。なお、堅信式については、管理主教からの委嘱により必要に応じ行うことになるでしょう。
2. 首座主教は、伝道教区になった教区が所属する宣教協働区内の教区主教と協議し、主教会の同意を得て、宣教協働区内の教区主教の一人に伝道教区の管理主教を委嘱します。現在、北関東教区の管理主教として髙橋宏幸主教がその任を委嘱されています。
3. 伝道教区が所属する宣教協働区内の協働委員会は、伝道教区の運営、宣教・牧会について、宣教協働区内の協働を推進します。
    1) 協働委員会は、5年を期限として、教区再編（例えば合併や区域の変更）あるいは教区新設（例えば近隣教区と一緒に新しい教区を設置）することを検討します。
    2) 上記期限を延長する場合は、伝道教区の管理主教は主教会の承認を得なければならず、また首座主教は期限延長について公示しなければなりません。
4. 法規第106条から第131条までの「教区」や「教区主教」に関する条項を、「伝道教区」、「管理主教」に読み替えて準用します。
5. 伝道教区は、日本聖公会総会に代議員の議席を有します。
6. 伝道教区は、教区会の決議と総会の承認によって、教区になる（戻る）ことができます。

なぜ伝道教区制が設置されたのか

伝道教区への移行は、教区会の決議、総会の承認という手続きを必要とすることからも分かる通り、各教区の判断（選択）が先行します。日本聖公会が宣教体制の強化と教区再編を目指す中で、複数教区を再編成しての統合や新教区の設置を試みた場合、宣教方針、礼拝生活の伝統、財政状況などをひとつに纏めなければなりませんが、それは容易なことではありません。

また各教区には、教区の司牧者であり代表者である教区主教がおられ、その主教職が信徒・教役者に重んじられる伝統を保持しています。そのため、教区主教が定年退職やその他の事由で欠けた場合、後任主教を選挙することが法規に定められています。しかし今後、教区再編を協議していくとき、それぞれに代表者としての教区主教がおられることが、複数教区をひとつにしていく道を難しくする場合があります。そこで日本聖公会総会での承認によって導入されたのが「伝道教区」という教区のありようです。

伝道教区は、教区の再編成に向けた「過渡的な」教区の形です。伝道教区は、教区主教を置かず、宣教協働区内の他教区主教が管理主教となり、５年をひとまずの期限として、他教区との再編成を目指す教区です。教区は、教区会の決議と、日本聖公会総会の承認によって、伝道教区になることができます。

北関東教区は、2021 年 3 月末に教区主教の定年を迎えました。日本聖公会が教区再編へのひとつの道として伝道教区制を承認したことを受け、宣教協働区内の管理主教のもとで歩んでいくことを選択し、所定の手続きを経て 2021 年 4 月より伝道教区に移行しました。今後、宣教協働区内の協働委員会で 5 年後を目標に教区再編あるいは教区新設を検討していくことになります。実際に北関東教区と東京教区は、共に新教区の設立を目指して協働していく歩みを始めています。しかし、状況によっては、伝道教区としての期限の延長や再び教区になる（戻る）選択もあることが法規に定められています。

Ⅳ　新教区の設立について

第 1 回東日本宣教協働区協働委員会が 2021 年 2 月に開催されました。東日本宣教協働区内の 4 教区で今後の宣教協働と教区再編を検討していくにあたり、地理的にも歴史的にも関わりを持ってきた北海道・東北教区、北関東・東京教区それぞれの分科会を立ち上げ、そこでの協議を全体の協働委員会に持ち寄ることにしました。

分科会を立ち上げ協議を始めていく過程で、2021 年 3 月までに北関東・東京両教区主教と常置委員会は検討を重ね、一方の教区がもう一方に統合される形での「合併」ではなく、両教区で新たな教区を設立する方針を固めました。同月 25 日付共同声明『これからの歩みに向けて』を発表し、「新しい教区の新設に向けて共に取り組んでいくこと」を公にしました。

2021 年 4 月より教区再編を意図して伝道教区に移行した北関東教区は、管理主教に髙橋宏幸主教が委嘱され、その司牧のもとで歩み始めていくにあたり、東京教区との合併や統合を含めた、強い結びつきが展開されていくことを視野に入れておりました。

新教区が設立されれば、北関東教区・東京教区のそれぞれの名ではなく、新たな一つの名を冠した教区になります。

新教区設立に向けて、課題は山積です。宗教法人法に基づいた法人格の整理、財政的整理、両教区の課題の共有化と対策、宣教・伝道方針の共有化など、取り組まなければならないことは多岐にわたります。

また法規上、伝道教区であることの期限が 5 年と定められています。2021 年からの 5 年間で上記課題のすべてをクリアしていくことには、かなりの困難が伴います。クリアできない課題も出てくることでしょう。特にそれぞれに長い積み重ねを持つ財政的整理は大きな壁となります。

北関東・東京教区分科会では、5 年のうちできる限りの宣教協働を積み重ねること、教区再編（新教区設立）への課題に取り組むことを二つの柱として協議していこうとしています。

北関東・東京教区は、新教区設立の基本方針を持ちながら、宣教体制の強化と教区再編へ向けて取り組んでいこうとしているのです。

新教区の設立に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　新教区の設立に向けて誰がどのように話し合っていますか？

Ａ１　東日本宣教協働区（詳細は「Ⅱ　宣教協働区について」を御覧ください）の分科会として、北海道教区は東北教区と、北関東教区は東京教区と話し合いを始めることになりました。今は髙橋宏幸主教のもと、その北関東教区と東京教区の東日本宣教協働区分科会にて、話し合いを始めています。

メンバー（２０２１年１１月現在）：

【北関東教区】矢萩栄司司祭、鈴木伸明司祭、斎藤徹司祭、谷川誠さん（大宮聖愛教会）、西谷郁子さん（浦和諸聖徒教会）、廣瀬清さん（下館聖公教会）、養田博さん（浦和諸聖徒教会）

【東京教区】中川英樹司祭、須賀義和司祭、太田信三司祭、奥山尚さん（聖パウロ教会）、榑谷雪さん（東京諸聖徒教会）、田中まきさん（東京聖十字教会）、藤田新一郎さん（三光教会）

Q.2 のスケジュールにもある通り、これからたくさんの人々とともに、この出来事を進めていきたいと考えています。誰ひとり「お客さん」としてではなく、自分たちの教会、教区の出来事として一緒に歩んでまいりましょう。

Ｑ２　今後のスケジュールはどうなりますか？

Ａ２　スケジュールには２つの軸があります。一つは教区新設のための法規的な手続き上のスケジュールです。もう一つは宣教協働のための基礎となる人的交流や教区体制新設のための組織作りのためのスケジュールです。

①　新教区設立のための法規的な手続き上のスケジュール

伝道教区になることを選んだ北関東教区は、東日本宣教協働区協働委員会と管理主教のもとで、５年を期限に新しい教区体制に移行するか、元の教区体制に戻るかの道を歩みます。それゆえ、北関東教区と東京教区の新教区設立は５年後の2026 年がひとまずの目標となります（「ひとまず」としたのは、５年で解決できないことや、伝道教区としての期間を延長することも考えられるためです）。５年と言っても、最後の一年は管区総会への準備、管区総会を経ての新教区主教選出をしなければなりません（※）ので、実際にはさらに短期間で準備を進めなければなりません。

（※）新教区設立が管区総会で承認された場合には、首座主教より委嘱された新教区管理主教のもとで行われる教区会において、教区主教と常置委員の選挙が行われることになります。

② 人的交流や教区体制新設のための組織作りのためのスケジュール

５年後から逆算してみると、わりと短期集中となります。とはいえ、コロナ禍にあって各教会でのコミュニケーションは難しい状況にあります。急ぎすぎて丁寧さを欠き、皆にとって「自分の出来事」にならず、せっかくのこの動きがただ一緒になるだけの事務的な作業になってしまっては、あまりに残念なことです。この出来事を通して、一人ひとりにあらたな神の家族、信仰の友との出会いが起こり、より神によって豊かにされることを望み、丁寧に進めていくことが大切だと考えています。まず、2021 年、2022 年はどのようなことをしなければならいないのか、あくまでイメージとして以下のようにシミュレーションしてみました。※あくまでイメージです

■２０２１年

【やること①】両教区共通の広報資料作成、共有

わかりやすい資料やQ&Aを作成し、信徒・教役者が、共に歩み出せることを目指す

【やること②】次の4つの小委員会を編成する　※カッコ内は通称

①宣教協働委員会（出会い・交流促進チーム）

②組織委員会（新教区設立に向けた対話・整理担当チーム）

③財政委員会（財政チーム）

④広報委員会（広報チーム）

▸それぞれのチームの目的・役割の詳細

①宣教協働委員会（出会い・交流促進チーム）

【目的・役割】新しい教区のベースとなる「出会い」を、両教区の信徒・教役者同士が経験するために必要なことを企画・立案・実施する

【具体的な働き：たとえば】文化、歴史、伝統等などの分かち合い／教会、伝道区・教会グループ同士のコミュニケーション促進

②組織委員会（新教区設立に向けた対話・整理担当チーム）

【目的・役割】これまで別々の組織として活動してきた両教区内の多様な活動・委員会等を対話のうちに整理し、より豊かな新組織設立のために必要なワーキング・グループ（WG）案を立案・設置すること

【具体的な働き：たとえば】WG設置前に必要な対話（両教区それぞれの組織を比較し、対応する部門について要検討）と、それを踏まえたWG設置に向けた人選、情報整理を行う／組織図（意思決定プロセス）も検討・決定する

③財政委員会（財政チーム）
【目的・役割】両教区の運営に関わる財政の現状と課題を共有し、長期的な展望に立って将来の財政統合に向けた段階的な手順整理、ことに教役者給与に関する調整と対策を検討し、新教区設立とその後の歩みに向けて財政の整理をすること
【具体的な働き：たとえば】財政担当者会、教区主教・常置委員会への財政的対応・対策の提案など

④広報委員会（広報チーム）
【目的・役割】両教区の人々が迅速かつ平等に情報を共有しながら歩んでいくことができるために、タイムリーな広報活動を行うこと／誰もが「お客さん」にならないよう、皆に参加意識を自然と抱いていただけるような施策を実行すること
【具体的な働き：たとえば】情報伝達手段の確立／各チーム、WG、分科会等からの情報を迅速に伝える／両教区の情報（黙想会、講演会情報等々も）を逐次共有

■２０２２年
１）上記①③④の委員会は活動継続
２）組織委員会の検討を経て、２０２２年４月から各WGが始動
※各取り組みとも、「気がついていたら一年経っていた！」ということがないように、教区会期単位でスケジューリングする

以上がスケジュールのイメージです。皆さんもぜひ、目的地に用意された豊かな地平を想像してみてください。皆一人ひとりがこの舟の乗組員です。神が望まれる、導かれる土地へ、誰一人漏れることなく進んでゆくことができますように。人間的な思いではなく、神の思いをこそ聴きながら航海を続けることができますように！

Ｑ３　北関東教区は、人的・財政的に苦しいから伝道教区になったのでしょうか

Ａ３　いいえ、そうではありません。北関東教区の状況は、東京教区や他の教区と同様に決して楽観できるものではありませんが、人的・物的な試算をしてみると暫く先までは教区の運営を維持し続けられる状態です。北関東教区がこのときに伝道

教区になることを教区会で承認した主な理由は二つ挙げられます。
ひとつは、主教会が提案し、日本聖公会総会が承認した方向性に強く共感し、北関東教区としても宣教体制強化と教区再編のために伝道教区に移行する道を選びました。
もうひとつは、教区主教が定年を迎えるタイミングであったからです。新たな教区主教の元で伝道教区に移行した場合、教区主教は退任します。また宣教協働区内の他の教区と合併・統合などした場合も同様です。そのため新主教を選挙せずに宣教協働区内の他教区と協働し、より豊な宣教・牧会体制を模索する道を選びました。
伝道教区に移行すること、教区主教を置かないで歩んでいくことには議論がありましたが、2019 年頃から伝道教区についての学びと話し合いを重ねてきました。前例がないことなので、手探りの部分がありますし、状況の変化に応じて新たに議論しなければならない課題も出てくることでしょう。しかし日本聖公会が 11 教区制を見直そうとしているこの時に、伝道教区に移行して協力していくことを北関東教区は選択したのです。

Ｑ４　なぜ、新教区の設立を目指すのですか？

Ａ４　単純素朴に、日本聖公会全体が変わっていくためです。
そのためには、まず自分たちの教区から変わっていくことが必要です。それも、在籍信徒数や財政規模の大きな教区との吸収合併ではない、今までとはまったく違う形、まったく違うヴィジョンによる、柔軟、かつ大胆な変革です。教区という単位ではなく、教区を越えた、人と人、教会と教会、働きと働き等々のつながりを創造し、自力ではなく、互いに祈り合い、助け合うことを歓び、信頼する、新しい「教区」の創出が、これからの日本聖公会全体の変革には不可欠に思います。新教区設立は、実際には、北関東教区と東京教区がそれぞれの「教区」としての「枠組み」を解除することによって実現する試みです。新教区になっていく過程で、これまでは異なる教区に属していたそれぞれの教会や働きが、神によって建てられたものとして対等に出会うことによってこそ、ほんとうの意味での「互いを祝福し合う教会」へと変革させられると信じます。そのために、すべての教会や働きが神によって建てられていること、そして一人ひとりの信徒・教役者がそこに派遣されている、という「召命」をあらためて感じたいと思います。
そうして、わたしたちが「神の出来事」の中に生かされていることに立ち返り、

教会としての歩みを新たにすることが、新教区設立の過程で起こることを願っています。新しい教区設立を目指す旅の中で、新たな神の家族との出会いがあり、そこに豊かな地平が広がっていることを信じます。

Ｑ５　教区が独自に歩んできた中で、本当に教区を新設していけるのでしょうか？

Ａ５　他の教区と合同することには多くの困難が伴います。それぞれの歴史、文化、特徴、やり方があってこれまでの時を過ごしてきました。それを他の教区と一本化することはなかなか難しいでしょう。北関東・東京教区の場合、北関東教区が伝道教区である期限は5年と定められていますので、その間に両教区のすべてのことをひとつにすることはできないかもしれません。ただできないことがあるからやらないのではなく、できることからコツコツと積み重ねていこうというのが両教区の方針です。すでに共通の代祷表が用いられ、祈り合うことが始まっています。両教区が協力して作成した黙想集も発行予定です。今後は共通のプログラムや教役者人事交流なども計画されていくことでしょう。

まず困難が予想されることは、情報伝達などの広報です。協議を進めている場だけで物事が進んでしまっては、新教区設立は成しえません。皆ができるだけ同じ情報を同じ形で共有し、教会の一員として祈りながら、主体的に新設への歩みを共にしていくこと、つまり誰もが「お客さん」にならないようにすることが不可欠です。信徒・教役者の皆さんの賜物を用いて、より豊な「教会」を築いていくために、広報にはたくさんの工夫と努力が必要です。

そしてもうひとつ難しいとされているのが財政の統合です。会計システムや教役者俸給体制などの統合は容易ではありません。特別な知識や経験をもっている方の参画が必要になるでしょう。2021年9月現在においては、財政統合のための努力は続けますが、必ず5年後に統合させるというこだわりは持たずに、じっくりと筋道を立てていこうと話し合っています。

今、東日本宣教協働区内での協議が始まり、特に北関東・東京教区では組織的なことのみではなく、お互いの「これまで」が交わって豊かな「これから」が築き上げられていく、出会いが豊かさを生むという教会の楽しさが始まろうとしています。今後、戸惑いや痛み、苦悩や苦労が伴う場面があるでしょう。でもその時を経て生まれる教会の楽しさを、実りが10倍にも100倍にもなることを祈り求める道を、一緒に歩んでいきましょう！

Ｑ６　新教区の設立は、日本聖公会の長期にわたる展望を見出せるのでしょうか？

Ａ６　新教区を設立することによって、教区の数はひとつ減ります。教区の数を減らすことだけが目的ではありませんが、宣教体制の強化と教区再編という目標の中で、大きな一歩となるでしょう。どちらかがどちらかに統合されるのではなく、新設するということは、新しい教区の目標や宣教ヴィジョンを再考し、共有していくきっかけになります。将来のことについて、いろいろな不安や厳しさを抱えている教区が、「これまで」を振り返りつつ、もう一度「これから」について協働して、ひとつの教区となることを目指して歩み出していくことは、日本聖公会全体の未来への希望になっていくことと思います。

Ｑ７　新教区の設立は、私たちの教会生活にどのような影響がありますか？

Ａ７　礼拝面では、何よりまず、互いに祈り合う神の家族が増えるということが大きな喜びです。それは具体的には代祷によって表されます。さらには、教役者の交流や異なる伝統同士の出会いにより、より礼拝が豊かにされることが期待されます。宣教・牧会面では、人材や財産、働きの共有により、より一層豊かな宣教・牧会体制作りが期待されます。例えば、どこかの教会が「子ども食堂」を始めようとした時、これまで以上に物心両面での強い協力体制を作ることができます。このように、それぞれの教区で大切にされてきた働きや新しい働きが分かち合われることにより、役割を担い合う仲間が増し加えられ、より一層与えられた務めを果たす力が与えられます。そして、このような出来事を通して、キリストの身体の一部としての自分自身、教会のあり方をこれまで以上に感じることができるのではないでしょうか。そのことから礼拝は変えられ、わたしたちがクリスチャンとして生きるために大切な視点が与えられ、信仰の歩みが新たにされることを願います。

Ｑ８　教会信徒が減少したら、教会は閉鎖統合されてしまうのでしょうか？

Ａ８　まず、いわゆる人数的に少ない教会をまとめるなどのことはまったく考えられていません。両教区の中で、これまでも閉鎖した教会や活動を終えた教会、統合・合併した教会はありました。もちろん、３つの教会が宣教的なヴィジョンを求める中で一つの新しい教会となった東京教区のインマヌエル新生教会のように、教

会からそのような動きが起こされることはあるかもしれません。しかし、新教区を設立していく動きの中で、教会を閉鎖統合することは、まったく考えられていません。一方的に教区側からの「統廃合」のようなことはありえません。それよりも、これまで、各地に神によって派遣され、働きを担ってきた教会同士が祝福し合うこと、その教会が増えることが大きなお恵みです。

北関東・東京教区共通資料
宣教協働と新教区設立「Q＆A」

2021 年 11 月 20 日　発行
発行者　　日本聖公会　北関東教区
　　日本聖公会　東京教区
編　集　　東日本宣教協働区 北関東・東京教区分科会